

# 白色申告者のための青色申告ガイド

## 1. はじめに

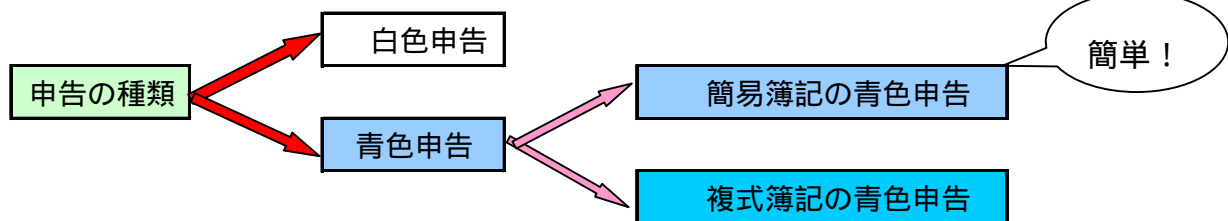
皆様の今回の確定申告は青色申告ですか、それとも白色申告ですか？

以前から不動産賃貸業を行っている白色申告者が、青色申告をしようとする場合、その年の3月15日（平成20年は3月17日）までに申請書を所轄税務署に提出しなければなりません。その申請の期限が迫ってきています。

今回のワンポイント情報では、現在白色申告をされている不動産オーナー様向けに、『青色申告とは何か？』ということについて説明させていただきます。

## 2. 申告の種類は3種類

確定申告の種類は、大きく分けると白色と青色の2種類。さらに青色の中でも【簡易簿記の青色申告】と【複式簿記の青色申告】の2つがありますので、合計3種類があるといえます。



## 3. 青色申告は難しい!?

白色申告をされている方に青色申告をお勧めすると、『青色申告は難しいからやらない』というご意見が出ます。しかし、青色申告の中でも【簡易簿記の青色申告】なら申請さえすれば誰でも始めることができます。

## 4. 『簡易簿記の青色申告』と『複式簿記の青色申告』の違い

### 特別控除額

A：簡易簿記の青色申告・・・10万円

B：複式簿記の青色申告・・・65万円

青色申告をすると、不動産所得から10万円又は65万円をマイナスすることができます。利益が減れば、税金も低くなります。また、特別控除以外にも青色申告者には、様々な特典が設けられています。

### 適用の要件

『不動産賃貸の規模』と『どの程度しっかり取引を記録しているか?』の2点より、【簡易簿記の青色申告】をするのか、【複式簿記の青色申告】を選択できるのかは変わってきます。

#### A：簡易簿記の青色申告

賃貸の規模・・・規模は問わない

取引の記録・・・収入やかかった経費を記録し、固定資産については購入時期や取得価額が分かるようにする

#### B：複式簿記の青色申告

賃貸の規模・・・事業的規模（一般的に借家なら5棟、アパートなら10室以上）の場合に選択できる

取引の記録・・・年末に損益計算書や貸借対照表を作成できるよう、複式簿記による記帳が必要

## 5. 今すぐはじめましょう!

【簡易簿記の青色申告】なら申請さえすれば誰でも始めることができます。また【複式簿記の青色申告】も、弊社の【記帳代行サービス】をご利用いただければ、簡単に始めることができます。一定規模以上のオーナー様の場合、サービス料をお支払いいただいても、それを上回る節税効果を受けることが可能です。